

平成 24 年度における一括交付金の拡充について

「地域主権戦略大綱」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定、以下「大綱」という。）等に基づき、平成 23 年度に創設された地域自主戦略交付金について、以下のとおり取り組む。

1. 投資関係

（都道府県分）

- ・ 事業選択における自由度をより拡大するとともに、効率的・効果的な執行が可能となるように、対象事業の拡大、増額を図る。

（市町村分）

- ・ 平成 24 年度においては、規模も大きく都道府県に準じた権能を有する政令指定都市を対象として導入する。
- ・ 他の市町村については、年度間の変動や地域間の偏在が大きいといった課題等を踏まえつつ、地方の意見を聞きながら、引き続き検討を進める。

2. 経常関係

- ・ 大綱の整理方針に基づき精査したが、現状では、対象となり得る補助金等が限定され、地方が求める地方公共団体の自由度の拡大や事業の効率化等に寄与しない可能性がある。
- ・ 地方の自由裁量の拡大に寄与する観点からの一括交付金化について、地方の意見を聞きながら、引き続き検討を進める。

3. その他

- ・ 客観的指標に基づく配分については、地方が実施する継続事業等に十分配慮しつつ、その拡大を図る。また、本年度の運用状況等を検証しつつ、必要に応じて指標の見直しを図る。
- ・ 執行手続面においては、引き続き事務手続の改善、添付書類の簡素化などについて、関係府省の協力を得ながら進める。
- ・ 地方公共団体の予見可能性を高める観点から、可能な限り早期に地方への情報提供等を行う。